主

(一) 原判決をつぎの通り変更する。

(二) 控訴人は被控訴人に対し別紙不動産目録ーーの家屋から退去しなければならない。

・・・・・・(三) 控訴人は右目録ーないし八の土地、及び九のうち、a番のb畑 一畝歩の土地、並びに一〇のうち、

右(二)の家屋の敷地部分以外の土地に各現在耕作栽培中の農産物の収穫を終えた後右各土地に立ち入り耕作栽培してはならない。

(四) 被控訴人その余の請求を棄却する。

(五) 訴訟費用は第一・二審を通じ控訴人の負担とする。

(六) 本判決は右(三)項(五)項にかぎり(但し(三)項は同項の収穫を終えたる後)仮りに執行することができる。

(七) 控訴人において金一五万円の担保を供するときは前項の仮執行を免れることができる。

控訴人は「原判決中控訴人の敗訴部分を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一・二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

当事者双方の事実及び証拠の関係は、 控訴人において、(一)本件不動産が被控訴人の所有であることを認めた原審及 び当審の自白は事実に反するからこれを撤回する。即ち、本件不動産のうち、家屋 は、元Aの所有であつたが、昭和二六年四月一五日同人の死亡により妻たる被控訴 人と、実子である訴外B・C・D・E及び控訴人の妻Fが共同相続によつてその共 有権を取得し、現在以上の者の共有財産である。また、本件不動産のうち、土地 は、総べてAの所有であつたが、同人所有の他の土地と共と、同人の被控訴人間に 生れたGに贈与され、昭和二一年五月二日Gの死亡により、Aと被控訴人とが、直 系尊属として、遺産を共同相続し、もつて両名の共有となり、ついでAの死亡によ り、同人の持分については、被控訴人及び前記B以下五名の相続人が共同相続した のである。

- (二) 従つて、本件不動産は被控訴人の単独所有ではなく、被控訴人とB外四名計六名の共有財産であり、控訴人の妻はもちろん、B・C・D等はいずれも控訴人が本件家屋に居住し、かつ土地を耕作することを認容しているのであるから、被控訴人が単独で控訴人の居住・耕作を拒否しうる権利のないのは多言を要しない所であるばかりでなく、本件調停の当事者は、Aと控訴人であるので、該調停により成立した同居・耕作を内容とする契約を解除するには、Aの相続人全員よりこれをなすことを要し、相続人の一人であるに過ぎない被控訴人のなした解除の意思表示は無効である。
- (三) 本件土地のうち(イ) c町大字 d字 e a 番畑五畝二〇歩(別紙目録九) は昭和二六年四月二〇日同番の f 山林四畝二〇歩及び同番の b 畑一畝に分筆地目変更の登記がなされ、控訴人が耕地として耕作しているのは、右畑一畝の部分にすぎない。また(口) c町大字 d字 g h番 i 田一反一七歩(別紙目録一〇) は、古同日に、同番 i 田五畝八歩と同番 j 宅地一五三坪とに分筆地目変更の登記がなされ、控訴人が耕作しているのは田五畝八歩の部分だけで、宅地は本件家屋の敷地となっている。(二) それ故控訴人が現在耕作していない。右の山林及び宅地について、控訴人に対して立ち入り耕作することの禁止を求める被控訴人の請求は不当である。(四) 本件上以本物で、c町が対け、

(四) 本件土地のうち、c町大字d字kl番のm田六畝歩(別紙目録七)は、昭和一八年四月以来控訴人の妻Fが耕作してきたものであり、その他の土地は控訴人がBから、Aの生前に、同人夫婦承認の下に耕作権を譲り受けたものである。

(五) 被控訴人の主張に対し、控訴人が被控訴人方に同居するにいたつた当時、その主張のような事情で、被控訴人方は、同人夫妻だけであつたこと、及び主張のように、Aの持分放棄の形式により、本件土地について被控訴人単独の所有権取得登記がなされたことは認めるけれども、持分放棄の事実は否認する。右は実質上持分の贈与による所有権取得の登記であるとしても、佐賀県知事の許可のない持分の移転であるから無効であり、また昭和二二年中本件不動産の所有権を取得したとしても、登記を経ていないから、控訴人に対抗できないと述べ、

被控訴人において、(一)被控訴人の夫Aは、昭和一七年一月頃、同人と被控訴人との間の長男Gと、Aの先妻Hとの子Bとに対し、自己の財産を四対六の割合で分与し、当時戸主であつたAは、これと同時に隠居し、昭和一九年六月一九日被控

訴人及び長女タマル並びに長男Gを伴れて、新築の本件係争家屋に転居し、名実ともに分家したのであつた。そして、本件家屋は係争土地とともに、右財産分与により、 り、Gの取得したものであるが、当時c町吏員の漠然とした因襲的な見方から、右 家屋を分家戸主たるAの所有名義に取扱つた過誤により、引き続き現在も法務局の 家屋台帳に、そのまま同人名義に登載されているに過ぎない。それゆえ、昭和二・ 年五月二日Gが死亡し、直系尊属として、A及被控訴人が右Gの遺産を共同相続 し、本件不動産を共有していたところ、Aはこれを被控訴人の単独所有とするた め、自己の持分を放棄したので、総べて被控訴人の単独所有に帰属したのである。しかして土地については昭和二五年四月四日と同年一一月四日(係争地はこの日) に、それぞれ持分放棄により、Aの持分につき、被控訴人への持分移転登記を終了 したが、持分放棄を原因とする持分の移転登記には、知事の許可を要しないので、 右移転登記をなすにつき知事の許可は得ていない。係争家屋は新築の未登記のもの であるため、現在においても被控訴人において、所有権取得の登記を経ていないけ れども、控訴人に対しては、登記なくして所有権の取得を対抗し得るものと解する。以上の点が理由がないにしても、被控訴人は、Aの生前同人と協議の上、控訴 人に対し、本件家屋からの退去及び耕作禁止を請求して、本件調停解除の意思表示 をなしたので、これによつて有効に解除されたものというべきである。かりに、右 の点が認められないとしても、被控訴人は本件不動産について、占有権を有するものであつて、その故にこそ、控訴人との同居契約をなして、同人を係争家屋に同居させ、土地の耕作を許してきたのであるから、この占有権に基いて、被控訴人の単 独で調停契約を解除しうるのである。従つて、以上いずれの点からしても、控訴人は本件家屋から退去し、かつ、係争土地の耕作栽培を廃止する義務がある。しかのみならず、本件調停の主たる当事者は、Aというよりも寧ろ被控訴人であつて、A は被控訴人と控訴人との調停契約に承諾を与えたにすぎないのであるから、対控訴 人関係における調停上の権利義務は、被控訴人単独のもので、右調停上のAの権利 義務(地位)は同人の相続人によつて承継される性質のものではない。

(六) c町大字 d字 g h番 i 田一反一七歩(別紙目録一〇)が控訴人主張のように分筆地目変更されていることは認めるが、宅地一五三坪は現況畑として、控訴人が、菜その他を栽培しているので、その立入り耕作を禁止する必要がある。原審及び当審における被控訴人の主張事実に反するその余の控訴人の主張事実は総べて争うと述べ、

被控訴人において、甲第三号証の一・二、第四号証を提出し、当審証人I・Jの各証言、当審被控訴本人の尋問の結果(第一・二回)を援用し、左記乙各号証の成立を認め、控訴人において、乙第四号証の一から四まで、第五号証、第六号証の一から八まで、第七号証の一から二まで、第八号証を提出し、当審証人B・F・Kの各証言、当審控訴本人の尋問の結果を援用し、甲第三号証の一・二、第四号証の成立を認むと述べ、

た以外は原判決の「事実」に記載されている通りであるからこれを引用する。 (但し、原判決四枚目表九・一〇行の「L・M」とあるのは「N・O」の誤記であり、また、同一行目の「乙各号証の成立を認めた」とあるのは「乙第一・三号証の成立を認め、同第二号証は不知と述べた」の誤であるから訂正する。)

## -、 当事者間に争のない事実

控訴人は被控訴人の娘子の婿であつて、別紙不動産目録一一の家屋において、被控訴人と同居し、同目録一ないし八の土地及び同目録九のうちa番のb畑一畝歩並びに同目録一〇のうちh番i田五畝八歩を耕作していること、被控訴人方嫁において、一部では昭和二六年四月一五日死亡した、同人の亡夫Aの生前に、娘は皆他家に被控訴人とAとの間に生れた男子Gは、昭和二一年五月二日死亡したので、被控訴人を老夫婦だけで、右家屋に居住し、別紙目録記載の土地を耕作していたところ(但し同土地全部を耕作していたか、一部だけであつたかは争がある)、その後、控訴人及びその家族が、被控訴人夫婦と本件家屋に同居することとない。日本社会の家族が、被控訴人を被告として、本件家屋からの退去及び記録に、五年に至りAが原告となり控訴人を被告として、本件家屋からの退去といまで禁止の訴訟を提起し、これが調停に付され、被控訴人も利害関係人として調停であって、同年七月一五日被控訴人主張のような調停が成立したことは、当事者間に争がない。

二、調停成立までの事情とその後の当事者の関係

成立に争のない乙第四号証の一・三及び原審控訴本人の尋問の結果によると、控訴人は今次の大戦に海軍軍人として出征中、終戦により、昭和二一年三月広島に帰

国上陸して、引続き同地の刑務所に服役して出所し、昭和二二年五月、自己の本籍地である佐賀県小城郡内村大字のの実家に帰宅したのであつて、被控訴人らと前示 のように同居するようになつた日時は、昭和二三年五月であることが認められ、こ れに反する証拠は存しない。成立に争のない甲第四号証、原審証人P(第一・ 回)、同K、同N、同Q、同R、同Sの各証言、同B・同Fの各証言の一部(いず れも後記採用しない部分を除く)、原審及び当審証人」の証言、原審及び当審第 一・二回被控訴本人の尋問の結果を、右認定事実並びに一の当事者間に争のない事 実に合せ考えると、被控訴人夫婦と本件家屋に同居するにいたつた当時、控訴人は、刑務所を出所し帰郷後一年位の、いまだ安定せる職もなく、漸く未墾地の開拓 に従事したばかりの時で、主食等も配給を受けて生活していた折柄であつたし、一 方被控訴人ら夫婦は既に老令で、Aは明治二年生れの当時七九才、被控訴人は明治 一七年生れで当時六四才位に垂んとし、かつまた、Aは老衰のため殆んど農業に従 事することは不可能であつて被控訴人ひとりでは農業の経営を維持するのにも困難 を感じていたところから、Pら親族の斡旋もあつたので、被控訴人の女婿にあたる 控訴人ら一家の者を、被控訴人方に同居させて本件土地を耕作させ、もつて、被控 訴人ら老夫婦の面倒を見させることとし、かたがた、これによつて控訴人ら一家の者も生活上の利益を受けることとなるので、いわゆる一挙両得の意味で同居するに 至つたのであり、それに、被控訴人夫婦も、内心同居生活が円満に続いていくよう であれば、将来控訴人らを養子となし、(乙第四号証の三によると、控訴人の妻F は、被控訴人ら夫婦においてこれを認知した旨の届出がなされているけれども、右 Fは、被控訴人とその先夫との間に出生した者で、しかも被控訴人はFの出生後四年以上を経た大正一〇年一〇月二二日Aと婚姻同居したことが明らかであるから、右認知は事実に反するものである)財産も譲る考を抱いていたのであるが(控訴人 主張のように縁組の予約がその頃又はその後においても成立したことはない。)被 控訴人は生来仲々の勝気で、我執も人一倍強く、言い出したら容易に退かない性質 であり、一方控訴人は、性質粗暴短気で、海軍における軍隊生活の悪影響も手伝つ てか、暴言、暴力的行動に出でる性癖を有し、被控訴人ら老夫婦の正意を迎えて順 うという長老敬愛の念に欠ぐる所があつて、被控訴人に対し、屡々暴言を発し、暴力を振い、時に殴打するの暴挙を敢えてしたことがあるばかりか、A名義の文書を偽造し、同人名義をもつて、農業協同組合から擅に金一万円を借用したことすらあり、かくて、被控訴人夫婦と控訴人らとの間には、風波の絶え間がない状態となった。 り、遂に昭和二五年三月頃には、Aが原告となつて控訴人を相手取り前示の訴訟を 提起するに至つたが、幸にも前記調停成立の運びに至つたのにもかかわらず、被控 訴人夫婦と控訴人との関係は依然として改まることなく老衰していたAはともあ れ、被控訴人と控訴人とは双方ともによき姑婿として、調停の精神に従い謙愼順和 の念をもつて真摯に円満な協同生活を維持継続しようと努力した形跡は少しもな く、(Aとその先妻Hとの二男Bとは相当永い間被控訴人において同居を継続したのに割合に平静であつたのに引きかえ)控訴人と被控訴人との間柄は従前にも増し て悪化の一路を辿り、互に口論暴言を吐いた末は、・々として感情の激発をきたし、控訴人は老令の、しかも姑たる被控訴人に対し罵詈雑言し、時にあるいは暴力的行為に訴えるので、被控訴人は、一部性癖の然らしめる所あるとはいえ、再三難 を隣家、親族らの家に避けて一夜の宿泊を求めるなどのことは、些かも調停前と変らず、これより先、調停成立後久しからずして、被控訴人は先の調停に関与した、調停委員に再調停を申出でたことすらあつて、時を経るに従い、到底控訴人との同居生活の継続を期待し難い事態に立ち至つたため、昭和二六年三月には、Aとの協 議に基く被控訴人の要請により、いわゆる親類一同が集り種々協議した末結局被控 訴人夫婦の意をうけ同夫婦のために控訴人に対して本件家屋から退去して別に自活 の途を求むべく要求し、もつて、調停の解除を申し入れたという事実さえあつたのである。 (これによつて、本件調停は解除されたと見うるのである。なお、後記三 の(5)参照)そして、同年四月一五日A死亡し、その初盆のためにきていた来客に対し膳を出した際の如きは、格別の理由もないのに、控訴人は被控訴人の話が気に喰わぬとて大声を発して、右膳をひつくり返すの乱暴を働き、また、昭和二七年三月頃には些細のことから、控訴人は畑にいた被控訴人を押し倒してその崖下に顛 落させもつて骨折を生ぜしめるの暴行傷害を加えたため、被控訴人は唐津市所在の T整骨医院に七回通院して治療を受けたことすらあるのに、同年四月一日頃には、 (被控訴本人の原審における供述中昭和二六年四月頃とあるのは (記録一六七丁) 昭和二七年四月頃の誤りであることは、原審証人Uの証言に徴し明らかである)被控訴人が他から自己の養子を迎えることについて控訴人に相談したことに端を発

三、 本件調停の解除の有効・無効の争についての判断

控訴人は、原審においてはもとより、当審第一回口頭弁論期日まで、本 件不動産が総べて、被控訴人の所有であることを認め、当審第二回口頭弁論において右自白を取消し、係争不動産は事実摘示(一)のように被控訴人ら六名の共有であるから、同(二)に記載のような事由により被控訴人の単独でなした、調停の解除は無効であると主張し、被控訴人はこれを争うので考えると、控訴人提出援用の 全証拠はもちろん、本件記録並びに口頭弁論に現われた一切の証拠・訴訟資料によ つても、本件不動産が被控訴人の単独所有でないとの心証を惹起させるものはな い。もつとも、成立に争のない乙第五号証及び当事者弁論の全趣旨によると、本件 家屋は、家屋台帳上亡Aの所有として、登録されているのであるが、前記乙第四号証の一、成立に争のない乙第六号証の一ないし八、第七号証の一ないし一二、甲第四号証に当審証人B・同Iの各証言の一部及び当審被控訴本人第一回尋問の結果及び当事者弁論の全趣旨を合せ考えれば、Aの戸主であつたAは、昭和一七年一月一三日隠去して家督を同人と亡妻H間に生れた二男Bに譲り、その頃前記GとBとに 自己の財産を分与して、被控訴人及びGと共に当時新築された係争家屋に移居し ついで、昭和一九年六月一九日戸籍上分家の手続をとり、その間、従来居住の家屋 すなわち、いわゆる本宅はBの所有とし、係争家屋はGの所有と定め、なおGに分 与した不動産のうち、士地だけは同人名義に所有権移転登記を経了したのである が、係争家屋はA夫妻において新築したばかりのものであつて、Gはいまだ少年ではあつたし、又同家屋が未登記のものであつたため、居村役場の家屋台帳には、A の所有として登録せられ、G名義に所有権取得の登記がなされるに先だち、同人が死亡したので、Aと被控訴人との両名において共同相続人となつたところ、Aは昭 二年一二月下旬頃被控訴人との間に係争不動産及びその他の不動産を被控訴人 の単独所有とすることを協議決定し、被控訴人の女婿Ⅰに関係登記済証や古い登記 簿謄本を交付してその登記手続を依頼したのであるが、(恐らく相続放棄の期間が 経過していたためであろうか)亡Gから直接被控訴人の単独所有となす所有権移転 登記は手続上できないというので、既登記の不動産については、同月二四日Aと被 控訴人両名の共有名義に相続による所有権移転登記を経了した(係争土地が元Gの 所有で右両名が共同相続したことは争がない)のであるが、係争建物は未登記であ つたために、一つは格別被控訴人の所有に移転登記をなすことを急ぐ事情もなかつ 事者間に争がない)が認められ、これに反する証拠はない。右認定に徴すれば、係 争家屋は昭和二二年一二月下旬被控訴人の所有に帰したことが明らかであり、係争 土地は、遅くとも右登記と共に完全に被控訴人の所有に帰属したものといわねばな らない。従つて控訴人の前示自白の取消はこれを認容し得ない。(なお左記(2) 以下参照)

〈要旨第一〉(2) しかるに控訴人は、本件土地中農地については、所轄佐賀県

知事の許可を受けないで、右のような持分</要旨第一>の移転登記がなされているので、右持分の移転が実質上贈与であるとしても、持分移転の効果を生じないと主張し、右持分移転登記につき、許可を得ていないことは、被控訴人の認める所である が、前認定のように右持分移転登記の原因は、Aの相続した土地の共有持分の放棄 であつて持分の贈与ではないのである。そして、共有持分の放棄が、他の共有者に 対する贈与の動機をもつてなされた場合といえども、他の共有者が放棄された持分を取得するのは、法律の規定(民法第二五五条)によるのであつて、放棄という単 独行為の効果意思によるものではない。放棄によって放棄者は共有関係を離脱する結果、その持分は他の共有者に帰属するのであって、これは相続人のない共有権者 の死亡によつて、同人の共有持分が、法律の規定によつて、当然他の共有者に帰属 するのと同一例である。しかるに、当時施行の農地調整法第四条・同法施行令第二条・同法施行規則第六条によれば、これら法令の規制しようとする農地所有権の移 転というのは、農地所有権の移転自体を目的とする行為(競売や公売のような処分 行為を含む)によるそれであつて、例えば、被相続人の死亡によつて、相続人が農地の所有権を取得するがごとく、他の原因事実に起因して、農地の所有権の移転が行われる場合には、少し極端な例ではあるが、かりに、被相続人が自己の農地を商 業に専念する相続人に無償譲渡する意図をもつて自殺したとしても、該相続人への 相続による農地の所有権移転については、前示法令の規制が及ばないのと等しく 共有持分の放棄による、当該持分の他の共有者への帰属については、前記法令の適 用がないと解するを相当とする。また農地の取引等に及ぼす経済的社会的影響の点から考えて見ても、昭和二三年法務省(当時法務庁)民事局長は、各法務局長宛通 達して、農地の共有持分の放棄による持分移転登記には、不動産登記法第三五条第 一項第四号の許可を証する書面として、知事の許可書を必要としない趣旨の行政指 導をなし、これに従い、各登記所において登記事務を処理していることは、当裁判 所に顕著であるところ、これを控訴人主張のように、共有持分の放棄による、他の 共有者への帰属につき、知事の許可を要するとの見解を採らんか、従来既に、 としてなされた知事の許可なき農地の持分放棄を、原因とする持分の移転登記は、 悉く違法無効となりおわるばかりでなく、右登記に基因する爾後の農地の取引も、 悉く無効となつて、甚だしく農地の取引を混乱させ、惹いては、これに伴う経済の 不安動揺をきたすに至るであろうことは必至である。すなわち、控訴人の前示抗弁 は到底採用し難い。

(3) つぎに控訴人は、たとえ、被控訴人が本件家屋の所有権を取得したとしても、その登記を経ていないので、所有権の取得をもつて控訴人に対抗できないと主張し、被控訴人はこれを争うので、便宜この点と一括してここに、控訴人の本件

土地の耕作及び係争家屋使用の法律関係についても判断する。

控訴人が本件家屋に被控訴人らと同居し、主文(三)項の土地を耕作する(なお後記四参照)に至つた事情、調停成立の経緯、その内容等の詳細は、先に認定した通りであって、右は単なる使用貸借や賃貸借をもって目すべきものではない。もし これを使用貸借または賃貸借と解すれば(控訴人は調停によつて賃貸借が成立した と主張するが、その採用し得ないことは原判決説示の通りであるから、これを引用 する。なお以下の説示参照)、係争土地に関するかぎり、これについて当時施行の 農地調整法第四条・同法施行令第二条・同法施行規則第六条により知事の許可を要 するところ、当事者弁論の全趣旨によると右調停についても、また、最初の同居の 際にも許可を得ていないことが明らかであるから、控訴人は同土地を耕作する権限 を有しないものといわねばならない。(前示法令は強行法規であるから、当事者の主張の有無にかかわらず、該法令違反の事実については裁判所はこれを適用すべき 職責を有するのである。)単に物を使用して収益するという面だけを把握して解す れば、委任または管理における委任者・管理委託者の所有物・請負における注文者 の所有物、雇用における使用者の所有物の各使用を許されて収益する場合において も、当該受任者・管理者・請負人・労務者は、右の物を使用して収益するのであり、右のごときはまた夫婦の一方が他の配偶者の物を使用して収益する場合においても、等しく見られる現象である。これらが使用貸借・賃貸借と異るのは、後者は物の使用及び収益その自体を目的〈要言第二〉とするに反し、前者は然らずして、他に その本質ないし目的を有する点に存するのである。いうまでもなく同</要旨第二>居 の親族が互に扶け合う義務あることは、道徳的規範であると同時に、現行民法の下 においては、法律的規範でもあるのである(民法第七三〇条)。前示調停はこの規 範を実現して、被控訴人ら夫婦と、控訴人ら一家の生活の安定を図るという高次の 目的を達成するためになされたもので、その目的達成のためには、控訴人ら一家が

## (4) 調停上のAの地位の承継

## (5) 調停解除の事田

四 家屋よりの退去と耕作禁止の請求について

叙上説示のような事情の下に、本件調停が解除された以上、格別の事由のない限り、被控訴人は控訴人に対し家屋よりの退去を求めかつ、係争地に立ち入り耕作することを禁止しうべきである。

しかるに控訴人は、(1)別紙目録七の土地は昭和一八年四月以来控訴人の妻Fが耕作してきたものであり、その他の係争地は控訴人が被控訴人ら夫婦の承諾を得 てBから耕作権の譲渡を受けたものであると主張するのであるが、右主張事実は先 に認定したところと牴触するばかりでなく、該主張に相応する原審証人Fの証言及 び、原審並びに当審控訴本人の尋問の結果は信用しない。却つて当審証人」の証言 及び当審第一回被控訴本人の供述によると、右七の土地は同居まで同人ら夫婦にお いて耕作してきたことが認められるのである。(2)控訴人の事実摘示(三)の主張について判断する。前記乙第七号証の一〇・一一によると、別紙目録九の畑五畝 二〇歩は控訴人主張のように分筆・地目変更されて昭和二六年四月二〇日被控訴人 においてその登記を了していることが認められるので、他に特別の事情のない限り 控訴人の耕作しているのは、そのうち畑一畝歩と認めるの外はない。別紙目録一〇 の田一反一七歩は控訴人主張のように分筆地目変更されていることは当事者間争な く、宅地一五三坪の地上に係争家屋の存することは原審控訴本人の供述及び当事者 弁論の全趣旨に徴し明らかであるけれども、右土地を控訴人が耕作していることは控訴人の当審第一回口頭弁論まで自認したところであるし、(当審において該自白 を取消したが後記の通り一部についてのみ取消は認容しうる)係争家屋の建坪が一 四坪であることの当事者間に争のない事実と原審被控訴本人の供述とを合せ考える と、右宅地一五三坪より家屋の床地及びその周辺の相当部分(便宜敷地部分と称す る)を除いた残余の宅地部分は、控訴人において耕作栽培しているものと推認する のを相当とするので、(すなわち、前示自白は、係争家屋の敷地部分については、 経験則に照らし事実に反するものと認められるので、その取消は右限度において理由があるが、宅地一五三坪から右敷地部分を除いたその余の部分についての自白の 取消は、右自白が事実に反することの証明がないので、これを認容しえない。)当 該耕作栽培している宅地の部分及び前示目録九のうち、畑一畝歩についての、被控 訴人の控訴人に対する立ち入り耕作禁止の請求は理由があるがその余の部分につい ての請求は失当である。

しかして、係争土地中控訴人が現在耕作栽培している作物は、控訴人に収穫させるのを相当と認めるので(被控訴人から附帯控訴もないのである)、該作物の収穫を終えるとともに、控訴人の耕作栽培地への立ち入り耕作栽培することを禁止するをもつて足るものと判断する。

五、 結語

よつて被控訴人の請求は叙上認定の限度において正当として認容しその余を失当として棄却すべく、これと符合しない原判決は変更せねばならない。よつて、民事訴訟法第三八六条・第九六条・第九二条但し書・第一九六条を適用し主文の通り判決する。

(裁判長判事 二階信一 判事 天野清治 判事 秦亘) (不動産目録省略)